

評価に係る各種指針

(令和4年度大学評価用)

本資料について

この資料は、評価に際し、評価者が一定の判断を行うために作成した指針をまとめたもので、基礎要件に係る評価の指針（●印で表記）と基礎要件以外の評価の指針（○印で表記）とで構成されています。いずれも、毎年の評価の実績等を踏まえて追加や見直しを行うことがあり、改定した指針は改定した翌年度から適用します。

※これらの指針において「学士課程」とする場合、専門職大学及び専門職学科におけるものを含みます。専門職大学及び専門職学科のみにかかわるものなど、限定的に用いる場合はその旨を明示しています。

【基礎要件に係る評価の指針】（令和3年1月改定）※以下では●印

- ◆ 「基礎要件に係る評価の指針」は、評価者が法令要件やその他の基礎的な要件の充足状況を判断し、評価する際の具体的な指針を記したものです。
- ◆ 本指針は、問題事例があった場合に一定の判断が行えるように作成したものです。ただし、評価は大学それぞれの状況に応じて行うものであるため、特別の事情があるなど合理的理由を示せる場合は、数値目安等を弾力的に運用することも可能です。
- ◆ 本指針は「基礎要件確認シート」（様式6）と一体的に運用します。その際評価者は、同シートの根拠となっている「大学基礎データ」（様式5）等を必ず参照し評価にあたるようにしてください。
- ◆ 「基礎要件確認シート」において基礎要件の充足状況に問題が見られるが、実地調査時まで改善が確認できた場合は、その事実をもとに評価するものとします。ただし、その場合は、原則として概評において「基礎要件確認シート」作成基準日において基礎要件を満たしていなかった事実を付記してください。
- ◆ 本指針に基礎要件に相当する事項を新たに追加する場合は、原則として一体的に運用する「基礎要件確認シート」もあわせて改訂するものとします。

【基礎要件以外の評価の指針】（令和2年12月改定）※以下では○印

- ◆ 本指針は、「基礎要件に係る評価の指針」として定められたもの以外について、毎年度の判断事例をもとに大学評価委員会が文章化したもので、大学基準を解釈・適用する際に、一つの合意点として参照されるものです。これを用いるにあたっては、各大学の状況を十分に踏まえ、総合的に評価するものとします。

通則

- ・ 同じ事項について、複数の学部・学科、研究科・専攻において問題があるが、改善課題、是正勧告に相当するものに分かれている場合には、これらをまとめて是正勧告として指摘するものとする。
 - ※ 想定されるケース
 - ・ 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針又は学生の受け入れ方針にかかわる問題
 - ・ 学士課程における入学定員充足率又は収容定員充足率の問題（入学定員充足率の問題と収容定員充足率の問題が併存している場合に、これを一つの提言にまとめることも含む。）

基準1 理念・目的

● 大学の理念・目的の公表

- ・ 大学の理念・目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。

● 学部・研究科等における教育研究上の目的の学則等への規定及び公表

- ・ 教育研究上の目的を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。
- ・ 教育研究上の目的を設定しているが、これを学則等に規定していない場合は、改善課題として指摘する。
- ・ 研究科において、修士課程・博士課程・専門職学位課程で教育研究上の目的を同一としている場合、それらはそれぞれ別のほうがより望ましいため、概評において上記課程ごとの目的の設定が望まれる旨を記述する。
- ・ 教育研究上の目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。

基準2 内部質保証

● 設置計画履行状況等調査への対応（5ヵ年）

- ・ 文部科学省による設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた改善活動の状況から、内部質保証システムの機能に問題があると判断される場合は、その状況に応じて是正勧告又は改善課題として指摘する。

● 点検・評価結果の公表

- ・ 点検・評価結果をいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。
- ・ 点検・評価結果を公表しているが、これをホームページ上で公表していない場合は、改善課題として指摘する。

● 教育情報の公表

- ・ 教育情報をいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。
- ・ 教育情報を公表しているが、これをホームページ上で公表していない場合は、改善課題として指摘する。
- ・ 教育情報の公表内容に虚偽や不備がある場合は、その状況に応じて是正勧告又は改善課題として指摘する。

● 財務関係書類の公表

- ・ 財務関係書類をいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。
- ・ 財務関係書類を公表しているが、これをホームページ上で公表していない場合は、改善課題として指摘する。
- ・ 財務関係書類の公表内容に虚偽や不備がある場合は、その状況に応じて是正勧告又は改善課題として指摘する。

○ 体制の整備

- ・ 内部質保証の推進に責任を負う組織（以下「内部質保証推進組織」という。）をはじめとする内部質保証にかかる体制が整備されておらず、検討もされていない場合は、是正勧告として指摘する。
- ・ 内部質保証推進組織は整備されているが、内部質保証にかかる他の組織との連携が不十分である場合は、改善課題として指摘する。

○ 権限・役割分担の明確化

- ・ 内部質保証推進組織をはじめとする内部質保証にかかる体制に関する権限・役割が規程、方針・手続等に定められていない、又は、定められているものの重度の不備が見られる場合は、是正勧告として指摘する。
- ・ 内部質保証にかかる体制に関する権限・役割が規程、方針・手続等に定められているものの軽度の不備が見られる場合は、改善課題として指摘する。
※ 上記いずれの場合も、内部質保証に係る組織が実態として機能しているかを考慮して提言を付す。

○ 内部質保証推進組織による教学マネジメント

- ・ 各学部・研究科の自己点検・評価結果に基づいて、内部質保証推進組織による改善のための検討が行われていない場合は、是正勧告として指摘する。
- ・ 各学部・研究科の自己点検・評価結果に基づいて、内部質保証推進組織による改善のための検討が行われているものの、改善へのフィードバックが不十分である場合は、改善課題として指摘する。
- ・ 内部質保証推進組織を中心とする以下の取組みが不十分な場合は、改善課題として指摘する。
 - 各学部・研究科のP D C Aサイクルに対する内部質保証推進組織のマネジメント
 - 各学部・研究科の自己点検・評価結果を踏まえた改善支援

○ 文部科学省、認証評価機関からの指摘への対応^(※)

- ・ 文部科学省、認証評価機関からの指摘への対応が行われていない場合は、是正勧告として指摘する。
- ・ 文部科学省、認証評価機関からの指摘への対応が行われているが不十分である場合は、改善課題として指摘する（軽微なものは除く）。
 - ※ ここでいう文部科学省からの「指摘」には、設置計画履行状況等調査の結果に付されたものを含まない。設置計画履行状況等調査への対応状況に関しては、「基礎要件に係る評価の指針」として別に定める。

基準 4 教育課程・学習成果

● 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の公表

- ・ 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。
 - ※ 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、原則として授与する学位ごと（分野と学位課程種）に設定することが求められる。
 - ※ ただし、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の設定が、学部・学科、研究科・専攻ごとなどであっても、内容が当該学部・学科、研究科・専攻等が授与する学位に即したものであれば、提言の対象としない。
 - ※ 区分制をとる専門職大学にあって、前期のみで学習を終える者に対しては短期大学士の学位を授与することになる。したがって、学位授与方針については、学士の学位に係るもののほか、短期大学士の学位に係るものを設定する必要がある。
 - ※ 区分制をとる専門職大学にあって、教育課程の編成・実施方針は、4年の全課程についてのものを設定すればよいが、その内容は学士の学位授与方針だけでなく短期大学士の学位授与方針とも整合している必要がある。
- ・ 学位授与方針に、修得すべき知識、技能、能力など当該学位にふさわしい学習成果を示していない場合は、改善課題として指摘する。
 - ※ 学位授与方針に、卒業要件、修了要件が含まれていない場合であっても、別途示していれば問題としない（概評にも記述しない）。
 - ※ 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針が、内容において一貫していないと判断される場合は、基準2の概評で指摘する（問題の程度によっては、是正勧告又は改善課題を付すことも可）。
- ・ 教育課程の編成・実施方針に、教育課程の編成に関する基本的な考え方又は実施に

関する基本的な考え方のうち、いずれか一方が示されていない場合は、改善課題として指摘する。

- 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。

● 科目区分ごとの必要修得単位数（専門職大学及び専門職学科）

- 修得を必要とする単位数が、大学設置基準第 42 条の 12 又は専門職大学設置基準第 29 条、第 30 条が科目区分に応じて定める数を満たしていない場合は、是正勧告として指摘する。

● 履修登録単位数の上限設定（学士課程）

- 単位の実質化を図る措置が不十分な場合は、改善課題として指摘する（すべての学位課程）。
 - ※ 単位の实質化を図る措置としては、教育課程上の配慮、成績評価の厳格性の確保、授業時間外に必要な学習の促進等の取り組みのほか、学士課程に関しては履修登録単位の上限設定（年間 50 単位未満で設定していることを目安とする）が該当する。
 - ※ 履修登録単位の上限を設定していても、一部の科目を対象外としており、これらを含めると実態として上記の目安を超えて履修している学生が相当数いる場合は、単位の实質化を図るその他の措置が十分かを確認したうえで、問題があれば改善課題として指摘する。
 - ※ 卒業予定年次の学生等を対象に履修登録単位数の上限を設けない、あるいは設けても弾力的措置をとっている場合もありうるが、これらについても例外とせず、単位の实質化を図る措置を十分に見極めたうえで、問題があれば、改善課題として指摘する。
 - ※ 単位の实質化を図る措置のうち履修登録単位の上限設定は主要なものと考えられるが、その実施を一律には求めない。
 - ※ 以下の場合、これに該当する学生数が適正な範囲であるかなど、制度の運用実態に十分な注意を払う必要がある。
 - ① 大学設置基準第 27 条の 2 第 2 項又は専門職大学設置基準第 23 条第 2 項の規定に基づき、成績優秀者に対して履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている場合。
 - ② その他学内の規定に基づき学部長や学科長等による許可のもと履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている場合。
 - ※ 履修登録単位数の上限設定については、編入学生に対する場合も同様とする。

- **1 学期の授業期間と単位計算**
 - ・ 授業期間が必ずしも 15 週である必要はない。ただし、授業における学生の学習時間が十分に確保されていない場合は、改善課題として指摘する。
 - ・ 単位計算が不適切である場合は、是正勧告として指摘する。

- **1 授業当たりの学生数（専門職大学及び専門職学科）**
 - ・ 同時に授業を行う学生数が大学設置基準第 42 条の 10 又は専門職大学設置基準第 17 条に定める数を超える授業があり、かつ適切性を欠くと判断される場合は、状況に応じて是正勧告又は改善課題として指摘する。

- **卒業・修了要件の設定及び明示**
 - ・ 卒業・修了の要件を明確にし、刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても、あらかじめ学生に明示していない場合は、是正勧告として指摘する。
 - ・ 既修得単位として認定する単位数の上限が、設置基準で認められている数を超えている場合は、是正勧告として指摘する。

- **研究指導計画及び学位論文審査基準の明示・公表（修士・博士課程）**
 - ・ 各研究科の学位課程ごとに、研究指導の方法やスケジュールをあらかじめ定めていない場合は、是正勧告として指摘する。
 - ・ 上記の内容を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても、あらかじめ学生に明示していない場合は、改善課題として指摘する。
 - ・ 各研究科の学位課程ごとに、学位論文や特定の課題についての研究の成果の審査基準を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。
 - ・ 審査基準を公表していても文書等によってあらかじめ学生に明示していない場合は、改善課題として指摘する。

- **教育課程連携協議会の設置（専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程）**
 - ・ 教育課程連携協議会を設置していない場合は、是正勧告として指摘する。
 - ・ 教育課程連携協議会を設置しているが、大学設置基準第 42 条の 8 第 2 項、専門職大学設置基準第 11 条第 2 項又は専門職大学院設置基準第 6 条の 2 第 2 項に定める構成メンバーがそろっていない場合は、その程度に応じて是正勧告又は改善課題として指摘する。
 - ・ 教育課程連携協議会を設置し、メンバーも法定通りであるが、活動の実態がない又は不十分な場合は、状況に応じて是正勧告又は改善課題として指摘する。

○ 学位授与方針に定めた学習成果の測定

- ・ 学習成果の測定方法が決まっておらず、検討もしていない場合は、是正勧告として指摘する。
- ・ 検討は始まっているが、まだ学習成果の測定方法は決められていない、又は、学位授与方針に示した学習成果と測定方法の関係性が不明瞭、若しくは、測定方法が多角的かつ適切な方法とは言えない場合は、改善課題として指摘する。
 - ※ 測定方法の検討がある程度進んでおり、近い将来成果を測定できることが根拠資料から見込める場合は、提言を付さず概評でその実行を促す。

基準5 学生の受け入れ

● 学生の受け入れ方針の公表

- ・ 学生の受け入れ方針を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。
 - ※ 学生の受け入れ方針は、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針との一貫性が明確であれば、必ずしも授与する学位の分野ごとに設定されていなくてもよい。ただし、異なる学位課程（学士課程^注・修士課程・博士課程・専門職学位課程）で同一の方針とすることはできない。
 - 注 専門職学科を置く場合、当該学科と、それ以外のものとは「異なる学位課程」として取り扱う。
 - ※ 区分制をとる専門職大学にあっては、後期受け入れに係る学生の受け入れ方針を別に設定する必要はないが、これに準じた内容のものは何らかの形で明文化する必要がある。
- ・ 学生の受け入れ方針を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。
 - ※ 区分制をとる専門職大学における後期受け入れの方針類についても、同様に扱う。
- ・ 学生の受け入れ方針に、求める学生像を示していない場合は、改善課題として指摘する。
 - ※ 学生の受け入れ方針に、入学前の学習歴、学力水準、能力が含まれていない場合であっても、提言せずに概評で指摘する。

● 定員管理

[学士課程]

- ・ 学部又は学科における入学定員充足率の5年平均又は収容定員充足率が【表1】の目安に抵触している場合は、該当する学部又は学科を取り上げながら、学士課程全

体の定員管理の問題として提言を付す（※1～※5）。

- 学士課程全体の収容定員充足率が【表1】（定員超過の場合は「左記以外の分野」の欄を適用）の目安に抵触している場合は、上記の提言とあわせて該当する提言を付す。

【表1】

	定員超過			定員未充足
	実験・実習を伴う分野(心理学、社会福祉学に関する分野を含む)	医学・歯学分野	左記以外の分野	
改善課題	1.20 以上	1.00 を超える	1.25 以上	0.90 未満
是正勧告	1.25 以上	1.05 以上	1.30 以上	0.80 未満

- 歯学部において、(一社)日本私立歯科大学協会による申し合わせに従い、入学定員を減じて募集人員を設定し学生募集を行っている場合、これを実質的な入学定員とみなして比率の計算根拠としたうえで、【表2】の目安に沿って評価する。その際は、概評に、入学定員を減じて募集人員を設定し学生募集を行っていることを明記する（※1～※5）。

【表2】

	定員超過	定員未充足
概 評	1.00 を超える	—
改善課題	1.05 以上	0.90 未満
是正勧告	—	0.80 未満

[修士・博士・専門職学位課程]

- 各研究科において、修士課程、博士課程又は専門職学位課程で、収容定員充足率が【表3】の目安に抵触している場合は、該当する学位課程を取り上げながら、大学院全体の問題として該当する提言を付す。なお、1研究科内に学位が異なる別種の専門職学位課程がおかれている場合は、その単位で【表3】の目安を適用する。（※1～※3）。

【表3】

	定員超過	定員未充足		
		修士課程	専門職学位課程	博士課程
改善課題	2.00 以上	0.50 未満	0.50 未満	0.33 未満
是正勧告	—	—	—	—

[表 1～3 に対する注記]

- ※1 大学の地域性、分野の性質等において特別の事情を考慮する必要があり、目安を弾力的に運用する場合は、上記の表の目安の通り提言しないこともある。ただし、その際は、教育の質に影響を与えていないことが必ず確認できる場合とする。
- ※2 完成年度（新設学部等に最初に入学した学生が卒業する年度）を迎えていない学部・学科、研究科については、収容定員充足率が是正勧告又は改善課題にあたる場合であっても、提言を付さず、概評で現状を記述するに留める。入学定員充足率の5年平均については、開設後間もなく、5年間平均を算出できない場合は上記と同様の扱いとする。
- ※3 長期履修制度を設けていることによって、収容定員充足率が高くなっている場合は、「大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について」（平成14年4月30日付文部科学事務次官通知（14文科高第118号））に基づき、長期履修学生の在学者数を、その実際の人数に、修業年限を当該学生が計画的に教育課程を履修することを認められた一定の期間で除して得た数を乗じて算定された数（長期履修学生の在学者数×（修業年限÷当該学生が計画的に教育課程を履修することを認められた一定の期間））に置き換えて、同比率を算出したうえで改めて評価を行う。
- ※4 夜間学部（二部）については、是正勧告にあたる場合は改善課題として、改善課題にあたる場合は概評において指摘する。
- ※5 区分制をとる専門職大学にあっても、表1及び表2の目安の適用は、区分制をとらない場合と同様とする。すなわち、収容定員に対する在籍学生数比率については、前期・後期を通じた全課程の数値とし、入学定員に対する入学者数比率については、第1学年次に受け入れる学生についての数値とする。

基準6 教員・教員組織

- 設置基準上必要専任教員数の充足
 - ・ 専任教員数又は教授数が設置基準を満たしていない場合、是正勧告として指摘する。
- ファカルティ・ディベロップメントの実施
 - ・ ファカルティ・ディベロップメントが全く実施されていない場合は、是正勧告として指摘する。

- ・ 教育改善以外に、研究活動の活性化を図る取り組みや社会貢献等の教員に求められる諸活動についてその資質向上を図る取り組みがない場合は、改善課題として指摘する。
- ・ 下記の単位ごとに、固有のファカルティ・ディベロップメントが行われていない場合は、改善課題として指摘する。
 - ① 学士課程全体又は各学部*
 - ② 修士課程・博士課程全体又は各研究科
 - ③ 専門職学位課程全体又は各研究科

※ 専門職大学でない大学が専門職学科を置く場合、それ固有のものが併せて必要。

基準 8 教育研究等環境

- 設置基準上必要な校地面積、校舎面積の充足
 - ・ 設置基準上必要な校地面積、校舎面積を充足していない場合は、是正勧告として指摘する。

基準 10 大学運営・財務

- スタッフ・ディベロップメントの実施
 - ・ スタッフ・ディベロップメントが全く実施されていない場合は、是正勧告として指摘する。

基準 3～10 教育研究組織～大学運営・財務

- 各基準における方針の策定並びに点検・評価及び改善・向上の実施
 - ・ 方針の策定並びに点検・評価及び改善・向上の実施が行われていない場合、原則として提言を付さず概評でその実行を促す。ただし、同一基準内で何らかの問題点に関する提言（是正勧告及び改善課題）があり、かつ、その提言が方針の策定や点検・評価及び改善・向上の未実施に由来すると認められる場合は、当該提言内においてこれらの実行をあわせて求めることは可能とする。
 - ・ 方針の策定や点検・評価及び改善・向上が不十分な基準が散見される場合は、その程度に応じて基準 2「内部質保証」における提言（是正勧告又は改善課題）として指摘する。

以 上